

板橋区環境マネジメントシステム 環境法令ハンドブック

制 定 令和8年3月31日

最終改訂 令和 年 月 日

目 次

はじめに	1
1 フロン類使用機器の適正管理手順	2
2 廃棄物の適正管理手順	9
3 P C B 廃棄物の適正管理手順	20
4 化学物質（毒物・劇物）の適正管理手順	26
5 ばい煙の適正管理手順	30
6 騒音の適正管理手順	32
7 環境法令等登録票	34
様式集	39
改訂履歴	40

はじめに

環境法令ハンドブックは、区の組織に共通して適用される環境法令のうち、不適切な管理によって人体、周辺環境、地球環境に重大な影響を及ぼすおそれがある以下の6分野を管理対象としています。

【対象分野】

フロン類、廃棄物、PCB廃棄物、化学物質、ばい煙、騒音

各課・施設は、環境法令を確実に遵守するため、本ハンドブックを活用し、適正に管理を行うものとします。

なお、各課・施設の特性により、本ハンドブックに掲載されていない環境法令が適用される場合があります。この場合、各課・施設は、関係法令を確認し、環境管理事務局に報告のうえ、当該法令を遵守するものとします。

1 フロン類使用機器の適正管理手順

1 目的

本手順は、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大気中への漏えいを防止し、環境への悪影響を最小限に抑えるとともに、関連法令に基づく適正な管理手順を明確にすることを目的とします。

2 主な該当法令

- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

3 フロン類の種類

(1) フロン類とは

フロン類とは、フルオロカーボン（炭素とフッ素などの化合物）の総称です。

フロン類は、化学的に極めて安定しており、扱いやすく人体への毒性も小さいという特長から、エアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など身の回りの様々な用途に活用されてきました。

しかし、大気中で分解されにくく、成層圏まで到達してオゾン層を破壊することや、強力な温室効果ガスとして地球温暖化を促進することが明らかになったため、現在は影響の少ないフロン類や他の物質への代替が進められています。

(2) フロン類の種類と用途

種類	代表的な物質	主な用途
クロロフルオロカーボン (CFC)	R11、R12、R502	家庭用冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機器など
ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	R22、R123 等	ルームエアコンなど
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	R134a、R404A、R407C、R410A 等	家庭用冷蔵庫、カーエアコンなど

4 対象機器

フロン類使用機器は、業務用機器と家庭用機器に大別されます。

両者では適用法令や管理義務が異なるため、機器の区分を確認する必要があります。

区分は、本体に貼付されている銘板やシールで確認します。

不明な場合は、メーカーまたは販売店に問い合わせて確認します。

①業務用機器(以下、「第一種特定製品」という。)

業務用エアコンや冷蔵庫・冷凍庫などが対象となり、フロン排出抑制法が適用されます。機器の管理者には、定期的な点検の実施、記録の作成・保存、フロン類の漏えい時の修理、廃棄時のフロン回収などの義務があります。

②家庭用機器

フロン類を冷媒として使用する家庭用機器のうち、エアコンや冷蔵庫・冷凍庫など家電リサイクル法の特定家庭用機器は、廃棄時にリサイクル料金の支払義務などがあります。

一方、家電リサイクル法の対象外の家庭用機器(ウォーターサーバー、除湿機など)については、廃棄する際に、フロン類を適正に処理できる業者に委託するなど、適切な処置を行う必要があります。

5 第一種特定製品の取り扱い

(1)管理者

第一種特定製品を所有又は管理する責任を負う者は、フロン排出抑制法に基づき、管理の適正化が義務付けられています。

管理者は、原則として当該製品の所有者ですが、協定書や契約書等で保守・修繕の責務を所有者以外が負うと明記されている場合(指定管理者制度やリース契約等)は、その責務を負う者が管理者となります。

【管理者の考え方】

所有及び管理の形態(例)	「管理者」となる者
自己所有/自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者(建物のオーナー)
指定管理者制度による公共施設	協定書等により当該製品の保守・修繕の責務を負う指定管理者

(2)管理者の責務

ア 機器の適切な設置、使用環境の維持・保全

- ・機器を設置する際は、振動源の近くに機器を設置せず、点検・修理を行うために必要となるスペースを確保します。
- ・機器使用中は定期的に清掃するなど、周辺環境の整備を行います。
- ・エアコン等の冷媒配管に物がぶつからないよう、保護カバーを装着します。

イ 機器の把握

- ・機器の所在、規模（電動機の定格出力等）、冷媒フロン類の種類・使用量（封入量）、その他機器の仕様、台数等を把握します。

※不明な場合は、製品カタログや取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせ確認します。

ウ 機器の点検

- ・全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検を行います。
- ・一定規模以上（機器の圧縮機に用いられる電動機又は内燃機関の定格出力が7.5kW以上）の第一種特定製品については、有資格者による定期点検を行います。
- ・環境管理推進員は、機器ごとに簡易点検及び定期点検の記録を作成し、機器の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年間保存します。

【簡易点検】

対象機器と定格出力		点検者	点検方法	点検頻度
全ての第一種特定製品		具体的な規定なし	目視による確認 ・製品からの異音 ・外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ・熱交換器の霜付き 等	3か月に1回以上

【定期点検】

対象機器と定格出力		点検者	点検方法	点検頻度
空調機器	7.5～50kW 未満	有資格者	下記方法の組み合わせによる ①目視による確認 ②間接法 稼働中の機器の運転値を計測し、漏えいの有無を判断する方法 ③直接法 検知機を用いて、漏えい箇所を直接特定する方法	3年に1回以上
	50kW 以上			年1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW 以上			年1回以上

※注意事項

- ・点検者の安全が確保できない場合（高所、防護柵のない屋上、天井裏等）は、無理に点検せず、事業者等に依頼します。
- ・常時監視システムにて措置を行う場合は、簡易点検に代えることができます。
- ・対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断します。
- ・ガスヒートポンプ等の内燃機関を使用する機器については、「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」を「動力源となるエンジンの定格出力」に読み替えます。

【点検記録簿の参考様式】

①国が公開している点検記録簿

https://www.jarac.or.jp/freon/05_logbook

②都が公開している簡易点検記録

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/law/kiki-user/>

エ 機器の整備（フロン類の漏えい・充填対応）

簡易点検、定期点検等により、フロン類の漏えいを発見した場合は、漏えい箇所を特定し、機器等の修理を行います。

なお、漏えいが疑われる場合においても、必要な調査を行うものとします。

【漏えい時（疑いがある場合も含む）の対応手順 1 / 2】

1 機器の使用停止

速やかに当該機器の使用を停止し、メーカーやメーカー指定の修理業者等へ連絡します。

2 点検の実施

機器の点検を実施し、漏えいの有無を確認します。

3 修理の実施

【漏えいが確認された場合】

- ・漏えい箇所を特定し、修理を実施します。
- ・修理に伴い、フロン類の回収・充填を行う場合は、第一種フロン類充填回収業者（以下「フロン類回収業者」という。）の有資格者が作業を行う必要があります。
- ・フロン類の回収・充填を行った場合は「回収証明書」を、充填を行った際は「充填証明書」を、フロン類回収業者から受領します。

※修理しないまま充填を繰り返すことは禁止されており、充填する場合は、フロン類回収業者に委託しなければなりません。

【漏えいが確認されなかった場合】

- ・必要に応じて予防的修理を実施します。

【漏えい時（疑いがある場合も含む）の対応手順 2/2】

4 記録の管理

(1) 記録の作成

環境管理推進員は、「フロン類使用機器修理・充填記録票（様式1）」により、点検、修理、充填の記録を作成します。

(2) 記録の保存

環境管理推進員は、以下の書類を当該機器の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年間保存します。

- ・フロン類使用機器修理・充填記録票（様式1）
- ・回収証明書（原本）
- ・充填証明書（原本）

オ 機器の廃棄

第一種特定製品を廃棄する際は、当該製品にフロン類が充填されていないことが確認されている場合を除き、フロン類回収業者にフロン類を引き渡す必要があります。

【廃棄時の対応手順 1/2】

1 廃棄の実施

(1) 通常の廃棄

第一種特定製品を、フロン類回収業者に直接引き渡す場合は、「フロン類回収依頼書」を作成し、同業者へ交付します。

他の業者へ回収を委託する場合は、「委託確認書」を作成し、委託先業者へ交付します。

フロン類の回収後、フロン類回収業者から、または委託先業者を経由して「引取証明書」を受領します。

(2) 建物解体を伴う場合の廃棄

建物の解体工事を行う際は、工事着手前に元請業者から第一種特定製品の設置有無について事前確認を受け、その結果を記載した「事前確認結果説明書」を受領します。

また、第一種特定製品が確認された場合は、上記（1）の手順に従い、廃棄を実施します。

2 記録の管理

(1) 記録の作成

環境管理推進員は、「フロン類使用機器廃棄確認票（様式2）」により、廃棄の記録を作成します。

(2) 記録の保存

環境管理推進員は、以下の書類を、当該機器の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年間保存します。

- ・フロン類使用機器廃棄確認票（様式2）
- ・引取証明書（原本）
- ・フロン類回収依頼書（写し）または委託確認書（写し）
- ・事前確認結果説明書（原本）※建物解体を伴う場合

<行程管理票（回収依頼書、委託確認書、引取証明書）の様式記載例 参照>

日本冷媒・環境保全機構ホームページ

<https://www.jreco.or.jp/koutei.html>

6 家庭用機器の取り扱い

家庭用機器の設置・移設時に冷媒の回収・充填作業を行う場合は、フロン類の大気放出を防止するため、適切な知識を持つ有資格者等へ作業を依頼する必要があります。

また、廃棄の際は、家電リサイクル法の対象機器（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫など）については、リサイクル料金を負担し、同法に基づき処分を行います。

一方で、家電リサイクル法の対象外となる家庭用機器（除湿機や冷水器など）については、フロン類を適正に処理できる業者へ依頼します。

1 廃棄の実施

(1) 家電リサイクル法の対象機器

小売業者や許可を受けた収集運搬業者に、当該機器と家電リサイクル券を引き渡します。その際、業者から家電リサイクル券の控えを受け取ります。

(2) 家電リサイクル法対象外の機器

フロン類を適正に処理できる業者にフロン類の回収を依頼し、廃棄物処理法で定める廃棄手順に従い、産業廃棄物として適正に廃棄します。

2 記録の管理

(1) 記録の作成

環境管理推進員は、「フロン類使用機器廃棄確認票（様式2）」により、廃棄の記録を作成します。

(2) 記録の保存

環境管理推進員は、以下の書類を当該機器の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年間保存します。

- ・フロン類使用機器廃棄確認票（様式2）
- ・家電リサイクル券の控え（家電リサイクル法の対象機器のみ）
- ・フロン類の回収が確認できる書類（家電リサイクル法対象外の機器のみ）

※産業廃棄物として廃棄する場合は、廃棄物管理票（マニフェスト）等の保存期間は、廃棄物処理法の規定に従い、5年間保存します。

7 報告手順

環境管理推進員は、第一種特定製品に係る以下の項目について、環境管理事務局が定める報告方法により、環境管理事務局に報告します。

【報告項目】

- ①特定フロン等使用機器の漏えい修理件数
- ②使用冷媒ごとの漏えい修理に伴うフロン類の漏えい量及び充填量
- ③対象機器の廃棄台数
- ④フロン類の回収量

なお、年度の算定漏えい量が1,000 CO₂-t 以上の場合は、環境管理事務局は、所管大臣へ漏えい量の報告を行います。

2 廃棄物の適正管理手順

1 目的

本手順は、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、処分等について必要な事項を定め、安全の確保と公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るとともに、関連法令に基づく適正な管理手順を明確にすることを目的とします。

2 主な該当法令

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（東京都廃棄物条例）
- ・ 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（区廃棄物条例）

3 廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の廃棄物処理法及び同法施行令第2条で定める 20 種類の廃棄物をいいます。

【東京都環境局 産業廃棄物の種類（20 種類）参照】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/about_industrial/about_01

(2) 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物処理法施行令第2条の4に定める廃棄物をいいます。特別管理産業廃棄物については、通常の産業廃棄物よりも厳しい規制が設けられています。

【特別管理産業廃棄物の種類】

主な分類	具体例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点 70℃未満のもの
廃酸	pH が 2.0 以下の廃酸
廃アルカリ	pH が 12.5 以上の廃アルカリ
感染性廃棄物	感染のおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	P C B 廃棄物（※）、飛散性アスベスト、水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・シアン化合物などの有害物質を基準値以上含む廃棄物

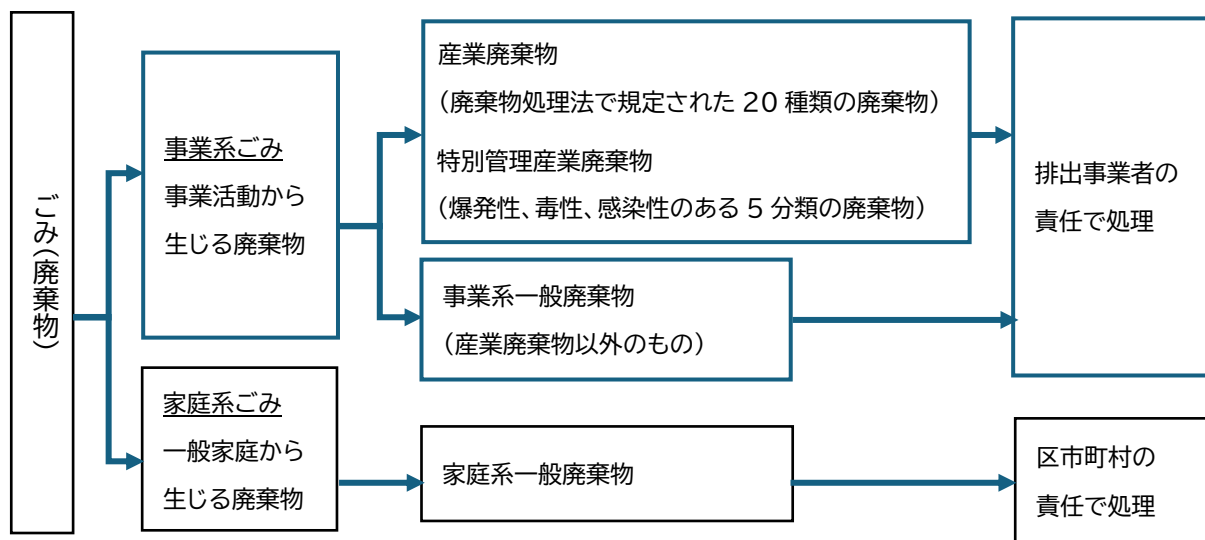
※ P C B 廃棄物については、「P C B 廃棄物の適正管理手順」により、別に定めます。

(3)一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいい、一般家庭から排出されるごみである「家庭系一般廃棄物」と、事業活動から生じる廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものである「事業系一般廃棄物」の2つに大きく分類されます。

4 廃棄物管理の判断フロー

【廃棄物管理の判断フロー】



5 産業廃棄物の管理・保管

(1)管理者

ア 管理者の設置

産業廃棄物の管理者は、産業廃棄物を保管する施設の管理者が担います。

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を保管する施設の責任者は、廃棄物の適正管理と感染事故防止のため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置する義務があり、この管理責任者には所定の資格が求められます。

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置及び変更した場合は、30日以内に東京都へ報告する義務があります。(東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱)

【特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件】

区分	必要な資格
①感染性廃棄物のみの場合	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、又は歯科衛生士
②その他の場合	①特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者 ②廃棄物処理法(規則第8条の17)で定める資格を持つ者

(2)産業廃棄物の保管

産業廃棄物は、その産業廃棄物が運搬されるまで、定められた基準に従い、保管する必要があります。

ア 産業廃棄物の保管基準（一般基準）

①保管場所

- ・ 保管場所の周囲に囲いを設けます。
- ・ 他の保管物（他の種類の産業廃棄物を含む）と混合するおそれのないよう、仕切りを設けます。

②保管方法

- ・ 産業廃棄物の種類に応じて、区分して保管します。
- ・ 保管する産業廃棄物は、施設に見合った適正量を超えないようにします。
- ・ 保管期間は、収集運搬業者へ引き渡すまでの最小限の期間とし、長期間の保管は行いません。
- ・ 産業廃棄物の種類、数量、保管期間などを適正に記録・管理します。

③環境保全措置

- ・ 廃棄物の飛散、流出、地下への浸透を防止する措置を講じます。
- ・ 悪臭が発散しないように必要な措置を講じます。
- ・ ねずみ、蚊、はえ等の害虫が発生しないように必要な措置を講じます。
- ・ 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置を講じます。

④掲示板の設置

- ・ 見やすい箇所に以下の要件を備えた掲示板を設置します。
- ・ 掲示板の大きさは、縦 60cm 以上×横 60cm 以上とします。
- ・ 掲示板には、産業廃棄物の保管場所である旨、保管する産業廃棄物の種類・数量、保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先を記載します。屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積上げ高さを表示します。

【掲示板の例】

<通常の産業廃棄物の場合>

産業廃棄物保管場所		
産業廃棄物の種類		廃プラスチック
数量 (建替及び処分の為の 保管の場合)		
管理者	氏名 (又は名称)	〇〇課長 板橋太郎
	連絡先	Tel3970-5000
保管の高さ (屋外で容器を用いずに 保管の場合)		

<廃蛍光灯等の水銀使用製品の場合>

産業廃棄物保管場所		
産業廃棄物の種類		ガラス・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を 含む)
数量 (建替及び処分の為の 保管の場合)		
管理者	氏名 (又は名称)	〇〇課長 板橋太郎
	連絡先	Tel3970-5000
保管の高さ (屋外で容器を用いずに 保管の場合)		

※管理者欄は、各施設の管理者名を記入してください。

※掲示板は、環境政策課で配付しています。

⑤特定の管理が必要な廃棄物の取り扱い

- ・水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の種類の欄に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」旨を記載するとともに、他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの措置を講じます。
- ・石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の種類の欄に「石綿含有産業廃棄物を含む」旨を記載するとともに、飛散防止のため、プラスチック袋等による梱包や密閉容器への収納などの措置を講じます。
- ・水銀含有ばいじん等を保管する場合は、廃棄物の種類の欄に「水銀含有ばいじん等を含む」旨を記載し、他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの措置を講じます。

イ 感染性廃棄物の保管基準（廃棄物処理法規則第8条の13）

感染性廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物の保管基準（一般基準）に加え、次の要件を満たす必要があります。

①保管場所

- ・保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨を表示します。
- ・他の廃棄物とは別の保管施設で保管し、関係者以外が立ち入らないように配慮します。

②保管方法

- ・感染性廃棄物は、その性状に応じた適切な容器に入れ保管するとともに、保管はできるだけ短期間にします。やむを得ず、長期間保管する場合は、さらに密閉性を高め、腐敗防止措置を講じます。

【廃棄物の性状と保管容器】

廃棄物の性状	保管容器
液状又は泥状のもの	密閉容器
固形状のもの	丈夫なプラスチック袋を2重にして使用、又は堅牢な容器
鋭利なもの	耐貫通性のある丈夫な容器

③バイオハザードマークの表示

感染性廃棄物であることが識別できるよう、保管容器に「バイオハザードマーク」を色別に表示します。

- 赤色……液状又は泥状のもの
- 橙色……固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）
- 黄色……鋭利なもの（注射針等）



（バイオハザードマーク）

ウ 特別管理産業廃棄物の保管基準（感染性廃棄物以外のもの）

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物の保管基準（一般基準）に加え、次の要件を満たす必要があります。

①保管場所

- ・保管場所には、特別管理産業廃棄物の保管場所であることを表示します。
- ・屋内の施錠できる部屋に保管し、関係者以外が立ち入らないように配慮します。

②保管方法

- ・廃酸、廃アルカリは、ポリタンク等に保管し、容器が壊れても流失しないよう、ポリタンク容量以上のプラスチックバットの上に保管します。

6 産業廃棄物の処分

(1) 産業廃棄物の処理委託契約

産業廃棄物の処理委託契約は、以下の要件を満たす形で締結します。

ア 基本要件

- ・必ず書面により契約します。
- ・契約書は、契約終了後5年間保存します。（添付書類含む）

※参考として、板橋区では総務部契約管財課契約係にてモデル契約書を作成し、公開しています。また、東京都環境局においても、モデル契約書を作成し、都ホームページで公開しています。

イ 契約時の確認事項

①許可証の確認

- ・許可証の写しを契約書に添付します。
- ・許可期限を確認します。（期限切れの場合、契約できません。）
- ・許可の区分・条件を確認します。

（例 感染性廃棄物の許可のない業者は、感染性廃棄物を扱えません。）

- ・収集運搬の場合、運び出す都道府県と運搬先の都道府県が異なる場合は、両都道府県の許可が必要となります。（※ただし、通過のみの都道府県は含まれません。）

②二者契約

- ・収集運搬業務と処分業務は、それぞれ別々に契約します。

(2) 産業廃棄物処理状況の確認と適正処理のための措置

排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ったうえで、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めます。

なお、産業廃棄物の処理の状況に関する確認は、次の方法等で行います。

①実地確認による必要最低限の事項の確認

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能かどうか。(最終処分場の残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出の有無
- ・保管場所での廃棄物の飛散・流出の有無

②公表情報からの確認

- ・処理業者の処理状況
- ・維持管理状況
- ・施設の稼働状況

(3)処理困難時の対応

処理委託した産業廃棄物の処理が困難となった（またはそのおそれがある）旨の通知を、処理委託先の収集運搬業者または処分業者から受けた場合は、次の措置を講じます。

- ①速やかに運搬・処分の状況を把握します。
- ②生活環境保全上の支障の除去または発生防止のための必要な措置を講じます。
- ③通知受領から 30 日以内に都知事に「措置内容等報告書」を提出します。

<措置内容等報告書（東京都環境局） 参照>

<https://logoform.jp/form/tmgform/820190>

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理

マニフェストは、必ず排出事業者が交付します。（廃棄物処理法第12条の3第1項）
また、その交付等状況について、毎年度、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、東京都知事へ提出する必要があります。

(1)マニフェスト使用のポイント

- ・産業廃棄物の種類ごと、行き先（処分事業場）ごとに交付します。
- ・産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付します。
- ・排出事業者のマニフェスト担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載したうえで交付します。

(2)マニフェストの種類と保存

- ①マニフェストは「直行用マニフェスト（7枚複写）」と「積替用マニフェスト（8枚複写）」があります。

【マニフェストの種類】

直行用マニフェスト（7枚複写）
対象：産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合
A票：排出事業者の控え B 1票：運搬業者の控え B 2票：運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認 C 1票：処分業者の控え C 2票：処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認 D票：処分業者から排出事業者に戻送され処分終了を確認 E票：処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認
積替用マニフェスト（8枚複写）
対象：産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに、積替え（区間委託）が行われる場合
A票：排出事業者の控え B 2票：第1区間の運搬業者から排出事業者に戻送され、第1区間の運搬終了を確認 B 4票：第2区間の運搬業者から排出事業者に戻送され、第2区間の運搬終了を確認 B 6票：第3区間の運搬業者から排出事業者に戻送され、第3区間の運搬終了を確認 C 1票：処分業者の控え C 2票：処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認 D票：処分業者から排出事業者に戻送され処分終了を確認 E票：処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

②排出事業者はマニフェストが返送された際に、排出事業者用控え（A票）と照合し、照合確認欄に年月日を記入します。

- ・直行用マニフェストの場合：A票—B 2票、D票、E票
- ・積替用マニフェストの場合：A票—B 2票、B 4票、B 6票、D票、E票

③処理業者から送付されたマニフェストは、受領日から5年間保存します。

④排出事業者用控え（A票）は、交付日から5年間保存します。

⑤マニフェストが定められた期間内に戻らない場合や虚偽の記述がある場合は、処理業者に確認のうえ、東京都へ報告します。

【マニフェストの返却期限】

種類	返送時期	排出事業者への送付期限	東京都への報告期限
A票			
B2票 B4票 B6票	運搬終了時	運搬終了日から 10 日	交付から 90 日 ※特別管理廃棄物の場合は 60 日
D票	中間処分終了時	処分終了日から 10 日	交付から 90 日 ※特別管理廃棄物の場合は 60 日
E票	最終処分終了時	2次マニフェスト受領から 10 日	交付の日から 180 日

※2次マニフェスト：最終処分業者から中間処理業者が受領

(3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

前年度１年間にマニフェストを交付した場合は、その交付等状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、東京都知事に提出します。

この報告書の提出は、法律で決められた義務であり、産業廃棄物のマニフェストを
 交付したすべての組織、施設が報告書を提出する義務があります。

ア 報告書の対象と提出期限

- ①各事業所単位で報告書を作成します。
- ②前年4月1日から翌年3月31日までに交付したマニフェストが報告対象です。
ただし、電子マニフェスト使用分は、(財)日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェスト運用組織）が都道府県知事等に報告を行うため、提出不要です。
- ③提出期限は毎年度6月30日となります。

イ 報告書の様式

東京都環境局のホームページを参照します。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status

[illegible]

ウ 報告書の提出方法

報告書は、以下の方法にて提出します。

①電子申請サービス

東京都環境局ホームページにある電子申請サービスのリンク先から提出します。

<電子申請サービスへのリンク先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/820192>

②郵送

封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と朱書きし、下記の郵送先に送付します。

<郵送先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当

(東京都庁第二本庁舎 19 階北側)

エ 報告書作成マニュアル（東京都環境局ホームページより）

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の作成にあたっては、東京都環境局が作成したマニュアルを活用します。

<東京都環境局のホームページ 参照>

・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要

「3 提出様式等」→「(2) 報告書作成マニュアル等」を参照

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status

8 一般廃棄物の管理・保管

(1)管理者の設置

①一般廃棄物の管理者は、一般廃棄物を保管する施設の管理者が担います。

②事業用大規模建築物(事業用かつ床面積 1,000 m²以上の建築物)を所有している事業者は、その事業系一般廃棄物についての管理責任者を選任し、区長に届け出る必要があります。(区廃棄物条例第 19 条)

(2)一般廃棄物の保管

一般廃棄物は、その一般廃棄物が運搬されるまで、定められた基準に従い、保管する必要があります。

①保管場所

・建築物又は敷地内に、事業系一般廃棄物の保管場所を設置します。

・事業系一般廃棄物の搬入・搬出作業が容易にできる場所に設置します。

・区の収集運搬業務を利用する場合は、区の作業方法に適合し、運搬車への積み込みが容易な構造の保管施設を設置します。

②保管方法

- ・事業系一般廃棄物の種類に応じて適切に保管します。

③環境保全措置

- ・廃棄物の飛散、流出、地下への浸透を防止する措置を講じます。
- ・悪臭が発散しないように必要な措置を講じます。
- ・ねずみ、蚊、はえ等の害虫が発生しないように必要な措置を講じます。
- ・作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じます。

④掲示板の設置

- ・見やすい箇所に以下の要件を備えた掲示板を設置します。
- ・一般廃棄物の保管場所である旨、保管する一般廃棄物の種類、保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先、屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積上げ高さを表示します。

【掲示板の例】

一般廃棄物保管場所		
一般廃棄物の種類		紙くず、木くず、 繊維くず、 ※紙くず等でも可
管理者	氏名 (又は名称)	〇〇課長 板橋太郎
	連絡先	Tel 3970-5000
保管の高さ (屋外で容器を用いず に保管の場合)		2m ※屋内保管の場合 は記載不要

9 一般廃棄物管理票（マニフェスト）の管理

(1) 大量排出事業者等の一般廃棄物管理票提出義務

大量（1日平均 100kg 以上）の事業系一般廃棄物を排出する事業者若しくは事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者が、区の指定する処理施設に廃棄物を搬入する場合には、区廃棄物条例で規定する一般廃棄物管理票を指定処理施設へ提出する必要があります。

(2) 自己運搬時の管理票提出義務

事業系一般廃棄物を指定処理施設に自己運搬する場合には、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した（1）による一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出する必要があります。

(3) 委託時の管理票交付義務

事業系一般廃棄物を他人に委託して指定処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に（1）による一般廃棄物管理票を交付する必要があります。

(4) 受託者の管理票提出義務

(3)の受託者は、受託した事業系一般廃棄物を指定処理施設に運搬する場合には、(1)による一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出する必要があります。

＜「板橋区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱」 参照＞

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/015/702/h120401ippanhaikikanrihyotr.pdf

10 廃棄物の再利用計画

事業用大規模建築物(事業用かつ床面積 1,000 m²以上の建築物)を所有している事業者は、廃棄物の再利用に関する計画を作成し、区長に届け出る必要があります。(区廃棄物条例第 19 条)

(1) 対象期間

再利用に関する計画(以下、「再利用計画」という。)の作成は、年度(4月1日から翌年の3月31日までとする。)ごとに行います。

(2) 内容・提出期限

再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書により毎年5月31日までに提出する必要があります。

3 PCB 廃棄物の適正管理手順

1 目的

毒性が強く、難分解性の性状を有するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は、廃棄物処理法に規定される特別管理産業廃棄物として適正な管理が義務づけられています。

区有施設からPCB廃棄物が発見された場合は、各所管課にて、速やかに処分を行うこととしていますが、本手順は、これを一時的に保管・管理する場合の手順を定め、適切な保管及び管理等を徹底することを目的とします。

2 主な該当法令

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）
- ・ 東京都PCB適正管理指導要綱（指導要綱）

3 PCB廃棄物の分類と定義

(1) PCB廃棄物

「廃PCB等」及び「PCB汚染物」を含めPCBに関する廃棄物を「PCB廃棄物」といいます。また、その濃度により以下のように分類されます。

①高濃度PCB廃棄物・・・濃度 5,000mg/kg 超

➡令和7年10月15日をもって処分登録の申込期間終了

②低濃度PCB廃棄物・・・濃度 0.5mg/kg 超～5,000mg/kg 以下

➡令和9年3月31日までに処分を完了する必要があります。

ただし、塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性のPCB汚染物については、濃度100,000mg/kgを境に、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

(2) 廃PCB等

「廃PCB等」とは以下のものを指します。

①使用済みのPCB

②PCBを含む廃油：（例：コンデンサから抜き取った絶縁油）

(3) PCB汚染物

「PCB汚染物」とは以下のものを指します。

①PCBが塗付された紙くず：（例：旧ノーカーボン紙）

②PCBが付着又は封入された廃プラスチック類、金属くず：（例：使用済みの変圧器やコンデンサの容器）

③PCBが染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず：（例：PCBを拭き取ったウエス）

【PCB 廃棄物 分類表】

PCB 濃度	0.00005% 0% (0.5mg/kg)	0.5% (5,000mg/kg)	10% (100,000mg/kg)	100%
・紙くず、木くず ・繊維くず ・汚泥 ・廃プラスチック類	産業 処理 施設 で 処理	低濃度 PCB 廃棄物 (無害化处理認定施設等で処理)		高濃度 PCB 廃棄物
・廃油 ・廃酸、廃アルカリ ・金属くず ・陶磁器くず ・コンクリートくず ・その他				

環境省「低濃度 PCB 廃棄物についての基本情報」を基に作成

4 適用範囲

区有施設における低濃度 PCB 廃棄物を保管・管理する場合において適用します。

なお、区にて保管していた高濃度 PCB 廃棄物は処分を完了しており、高濃度 PCB 廃棄物が新たに発見された場合は、環境政策課生活環境保全係へ報告し、東京都へ届出を行い、指示を仰ぎます。

5 管理者

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB 廃棄物の保管・管理にあたっては、当該施設ごとに廃棄物処理法で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を設置するとともに、指導要綱に基づき、東京都へ届出を行います。また、管理責任者に変更があった場合も速やかに届出を行います。

(2) 管理責任者の役割

- ①管理責任者は、PCB 廃棄物の保管・管理に関する業務を「(3) PCB 廃棄物の保管基準」に基づき、適正に行います。
- ②管理責任者は、PCB 廃棄物の保管の際、その廃棄物の形状に合わせて、「PCB 廃棄物保管表示票（様式3）」を貼付します。
- ③管理責任者は、当該施設の保管状況（廃棄物の種類、量、メーカー、型式、製造年月、製造番号等）を把握し、「PCB 廃棄物管理台帳（様式4）」を作成し、管理します。
- ④管理責任者は、PCB 廃棄物保管庫内において、揮発や飛散、流出などにより、PCB が漏洩し、庫内の環境を汚染していないことを定期的に点検します。

(3) PCB廃棄物の保管基準

PCB廃棄物は、通常の産業廃棄物に比べて有害性が高く、漏えい等による環境汚染のおそれがあることから、PCB特別措置法等に基づき、より厳格な基準に従い、保管する必要があります。

①掲示板の設置

- ・見やすい箇所に以下の要件を備えた掲示板を設置します。(下図参照)
- ・掲示板の大きさは、縦 60cm 以上×横 60cm 以上とします。
- ・掲示板には、関係者以外立入り禁止及び PCB 廃棄物の保管場所である旨、管理責任者の氏名、連絡先を表示します。

②保管場所

- ・保管場所の周囲に囲いを設けます。
(倉庫や保管庫など施錠できる場所での保管が望ましい。)
- ・他の物の混入防止に必要な仕切等の措置を講じます。

③保管方法

- ・高温にさらされないために必要な措置を講じます。
- ・飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発散の防止に必要な措置を講じます。
- ・容器に入れ密封するなど揮発防止に必要な措置を講じます。
(ドラムなどの密閉容器で保管することが望ましく、ボイラー室など高温にさらされる場所は避けます。)

④環境保全措置

- ・保管物の腐食防止に必要な措置を講じます。

【PCB 廃棄物保管表示例】

特別管理産業廃棄物保管場所		
産業廃棄物の種類		PCB 廃棄物 関係者以外立入り禁止
数量 (建替及び処分の為の 保管の場合)		
管理者	氏名 (又は名称)	〇〇課長 板橋太郎
	連絡先	TEL3970-5000
保管の高さ (屋外で容器を用いずに 保管の場合)		

60cm 以上

60cm以上

6 PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分は、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者又は都道府県の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者へ依頼します。

7 PCB廃棄物の管理（把握・保管・処分）に関する報告

(1) PCB廃棄物の把握

- ①新たに使用中のPCB製品（安定器、変圧器、コンデンサ）を把握した場合
 - ・「使用中のPCB製品の使用届出書」を東京都へ提出します。【指導要綱第5条】
 - ・変圧器やコンデンサについては、指導要綱に加えて、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書」を関東東北産業保安監督部へ提出します。【電気事業法電気関係報告規則第4条の2】（※直ちに廃止し、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を関東東北産業保安監督部へ提出する場合を除く）
- ②PCB製品の使用中止等によるPCB廃棄物が発生した場合
 - ・「PCB廃棄物の保管届出書」を東京都へ提出します。【指導要綱第6条】
 - ・「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(変更)の届出書」を東京都へ提出します。【指導要綱第12条】（管理責任者を変更したときも同様）
 - ・変圧器やコンデンサについては、指導要綱に加えて、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を関東東北産業保安監督部へ提出します。【電気事業法電気関係報告規則第4条の2】

【参考:低濃度 PCB 該当性判断方法】

変圧器等（絶縁油採取可能機器）

平成5年(1993年)以前	平成6年(1994年)以降
汚染可能性あり	汚染可能性不明※

停電時に絶縁油を採取してPCB濃度を測定^{注1)} ※ 保守作業等で絶縁油の交換や継ぎ足しが行われているとPCBに汚染されている可能性あり。
この期間に製造・出荷された機器で絶縁油交換や継ぎ足しが行われたもの、又は不明であれば絶縁油を採取してPCB濃度を測定。

コンデンサー（絶縁油封じ切り機器）

平成2年(1990年)以前	平成3年(1991年)以降
汚染可能性あり	汚染可能性なし

廃棄物となったものに穴を開け、絶縁油を採取してPCB濃度を測定又は低濃度PCBとみなして処分^{注2)}

環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する各種ガイドライン等」より抜粋

<(一社)日本環境測定分析協会のホームページ 参照>

https://www.jemca.or.jp/sys/member_list

※絶縁油封じ切り機器や絶縁油の封入量が少量である小型の変圧器等では、確実にPCBが使用した絶縁油に由来するものでないことが銘板情報等から明らかであれば、分析値がなくても低濃度PCB廃棄物として無害化処理事業者に委託して処理することができます。

(2)保管状況の報告

毎年6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品の使用状況及び廃棄見込みについて「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を都道府県知事に提出します。

(3)保管場所変更届の提出

PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品の保管する事業場を変更した場合は、変更日から10日以内に、変更前及び変更後の各保管場所の都道府県知事に変更届を提出します。

(4)処分終了届/廃棄終了届

以下の場合、それぞれ20日以内に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書」を都道府県知事に提出します。

①PCB廃棄物の処分を終了した場合

②高濃度PCB使用製品の廃棄を終了した場合

③高濃度PCB使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

※高濃度PCB使用製品のうち、電気事業法に規定される電気工作物は、同法での届出を行います。

(5)PCB製品又はPCB廃棄物の破損事故発生時

PCB製品又はPCB廃棄物に破損等の事故が発生した場合は、速やかに状況を確認し、「使用中のPCB製品及びPCB廃棄物事故届出書」を東京都へ提出します。【指導要綱第14条】

(6)PCB廃棄物を紛失した場合

ただちに紛失の状況について調査し、紛失したPCB廃棄物の回収に努めるとともに、再発防止策を講じたうえで、「使用中のPCB製品及びPCB廃棄物紛失届出書」を東京都へ提出します。【指導要綱第13条】

(7)各種問い合わせ先

①PCB特別措置法及び指導要綱に基づく届出・報告をする場合

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課（PCB担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1（都庁第二本庁舎19階）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/about/pcb/waste_disposal_pcb_report_list

②照明器具安定器のPCB使用有無についての確認をする場合

<一般社団法人 日本照明工業会 参照>

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

③電気工作物に使用されていたPCB使用有無を確認する場合

＜一般社団法人 日本電機工業会 参照＞

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>

8 緊急事態対応計画書の作成

管理責任者は、PCB廃棄物に係る情報伝達体制を確立し、事故が発生した際の環境汚染を最小限にとどめるため、「緊急事態対応計画書（PCB廃棄物）（様式5）」を作成し、環境管理事務局の定める方法により決裁を行います。

また、作成した緊急事態対応計画書は、保管場所及び関係部署に掲示します。

なお、PCB廃棄物を1年以上保管する場合は、年1回以上の緊急事態対応訓練を行う必要があります。

9 PCB廃棄物運搬・保管時の緊急時対応（破損等）

①応急措置

- ・破損等による事故が発生した周辺に人がいる場合は避難させます。
- ・漏れが生じた場合は、布やウエス等でよく拭き取り、他の物への浸透を防ぎます。

②汚染の除去と作業の安全確保

- ・作業の際には、ゴム手袋、眼鏡等の適当な保護具を用いて、直接触れないようにし、特に口や目に入らないよう注意します。
- ・換気を充分に行った後に作業を行い、換気ができない場合や長時間の作業となる場合には、防護マスク等を使用します。
- ・破損した安定器等や拭き取ったウエス、汚れた衣服等当は、密閉式の収納箱に入れるなど保管基準に基づき、適正に保管します。
- ・破損箇所の修理等、再発の防止に努めます。

③人体に対する応急措置

- ・衣服に付着した場合はその衣服を脱ぎ、皮膚や髪に付着した場合は水ならびに石けん水（アルカリ性の強いものは使用しない）で洗浄します。
- ・目に入った場合は、直ちに大量の洗浄水で15分以上洗顔をした後、3%のホウ酸水で洗眼します。（コンタクトレンズ着用の場合は外して行います。）
- ・口腔内に入った場合は、直ちに吐き出し、水でうがいを繰り返し、安静にします。
- ・蒸気を吸入して気分が悪くなった場合は、新鮮な空気の所で安静にします。
- ・上記の措置を講じた上で、医療機関で診察を受けます。

④事後処理

- ・事故の状況、講じた措置の概要並びに事故の再発防止のための措置について、指導要綱に基づき、東京都へ届出を行います。
- ・事故の再発防止のため、必要な措置を講じます。

4 化学物質(毒物・劇物)の適正管理手順

1 目的

本手順は、区の事務事業で使用される化学物質等の管理に関し必要な事項を定め、化学物質等による危害防止、火災の予防、廃棄物の拡散防止を図るとともに、関連法令に基づく適正な管理手順を明確にすることを目的とします。

2 主な該当法令

毒物及び劇物取締法（毒劇物取締法）

3 用語の定義

区分	定義・法令	主な内容・代表例
毒物・劇物	「毒物及び劇物取締法」に定める毒物及び劇物	【毒物】 無機シアン化合物、ヒ素、水銀等 【劇物】 アンモニア、塩酸、硫酸、無水クロム酸、水酸化ナトリウム、トルエン、メタノール等

4 化学物質等の取り扱い者

化学物質等の取り扱い者は、化学物質等の取扱量を把握し、自主的な管理の改善の促進及び安全性の高い代替物質への転換を促すとともに、化学物質の管理に当たっては、取り扱い、保管に注意し、危害、火災の予防、労働安全衛生、廃棄物の拡散防止に努める必要があります。

5 化学物質等管理体制

化学物質等による危害、火災、労働災害並びに廃棄物の拡散を最小限にとどめるため、化学物質等の取り扱う組織は、以下の管理体制を確立します。

(1) 管理責任者

- ・化学物質等の適正な取り扱い、保管管理等を確保するため、管理責任者を設置します。管理責任者には、環境管理推進員をあてるものとします。
- ・管理責任者は、化学物質等を適正に管理するため、化学物質等を取り扱う者から管理担当者を選出し、必要な指示を与えます。

(2) 管理担当者

- ・管理担当者は、管理責任者を補佐し、化学物質等の適正な取り扱い、保管管理を確立するよう努めます。また、管理責任者の指示に従い、必要な報告を行うとともに、必要がある場合は、他の職員との連絡をとります。

6 化学物質等の保管・管理

(1) 在庫等の保管・管理

- ①化学物質等の保管・管理の適性化を図るため、「化学物質等在庫確認簿（様式6）」を作成し、事務局の定める方法により決裁を行い、年1回以上在庫確認を行います。
- ②管理担当者は「化学物質等使用管理簿（様式7）」を作成し、毒物・劇物の購入、廃棄のつど、使用者は使用のつど、年月日と数量を記入し、サインをします。
- ③保管庫は常時施錠し、必要なときのみ開錠します。なお、鍵の管理は、管理担当者が行います。
- ④毒物・劇物は、危険物と区別して保管します。
- ⑤混合、混触により発火の危険のある薬品は区別して保管します。
 - ・酸化性薬品（危険物第1類、第6類）は、還元性物質や可燃性薬品と離れた場所に保管します。
 - ・酸化性塩類（危険物第1類）は、強酸と離れた場所に保管します。
 - ・強酸と強塩基は離れた場所に保管します。

(2) 容器・薬品の管理上の注意

- ①購入時・保管中の薬品類に異状がないかどうか、確認します。
- ②毒物・劇物を他の容器に移し替えるときは、飲食物の容器を使用せず、また、移し替えた容器には毒物・劇物の表示と薬品名を記入します。
- ③取り扱い化学物質は、最新のSDS（安全データシート）文書を受領・保存し、保管庫付近に備え付けます。法律に規定されているものの他、すべての化学物質をSDS文書の保管対象とします。

(3) 保管場所

- ①化学物質等の保管場所を明示するために、保管場所及び保管庫の位置及び保管庫の平面図を作成します。
- ②保管庫の条件
 - ・堅固かつ施錠できるものを選択します。
 - ・医薬用外毒物（赤地に白色文字）・医薬用外劇物（白地に赤色文字）の文字を明瞭に表示します。
 - ・飛散、もれ、しみ出し、流出、地下にしみこむおそれがないものを選択します。
 - ・震災対策として壁に固定し、内部の棚を固定します。
 - ・ボルトトレイ等で転倒、落下防止の措置を講じます。

(4) 化学物質等点検票

- ①管理責任者は、「化学物質等点検票（様式8）」を作成し、化学物質等の保管・取り扱いについて年2回以上点検し保管します。
- ②設備の変更や地震等の異常があったときは、必ず点検します。

7 緊急事態への準備及び対応

(1) 緊急事態への準備

① 区の試験・検査を行う組織（区立小中学校を除く）

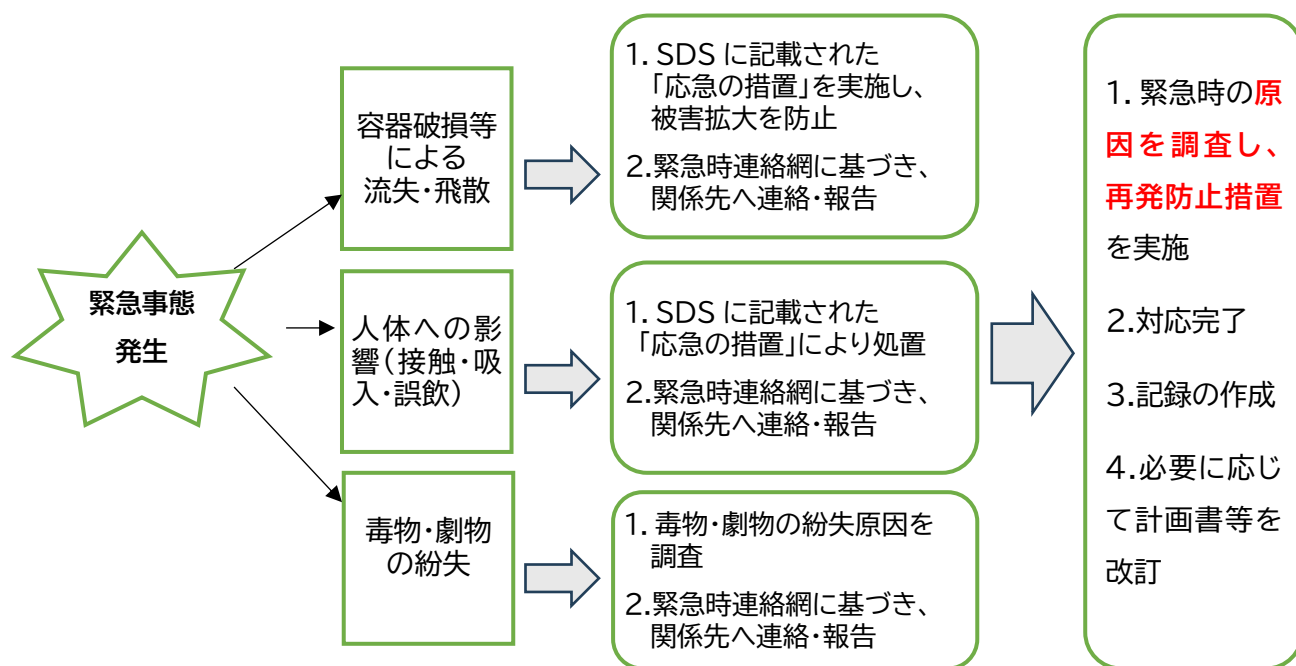
- ・管理責任者は、「緊急事態対応計画書（化学物質）（様式9）」を作成し、事務局の定める方法により決裁を行います。
- ・「緊急事態対応計画書（化学物質）」は、試験・検査室、理科実験室、準備室及び関係部所に掲示します。

② 区立小中学校

- ・管理責任者は、「連絡体制・緊急時連絡網（様式10）」を作成し、事務局の定める方法により決裁を行います。
- ・「連絡体制・緊急時連絡網」は、試験・検査室、理科実験室、準備室及び関係部所に掲示します。

(2) 緊急事態への対応

【緊急時の対応フロー】



8 廃棄物の管理・処理

(1) 廃棄物

試験・検査等により発生する生成物、その他の廃棄物は、適正に管理処理し、環境汚染防止に努めます。

(2) 産業廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等については、「2 廃棄物の適正管理手順」に従います。

<毒物および劇物データベース 参照>

①国立医薬品食品衛生研究所安全性予測評価部

https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki_kennsaku.html

※毒劇物取締法の対象物質については、こちらから確認できます。

②毒物・劇物の取扱い、保管・管理の手引き

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/d_g/mizenni/tebiki

※なお、労働安全衛生法に定める労安物質の管理等については、中央安全衛生委員会作成の「化学物質管理手順書」から確認できます。

5 ばい煙の適正管理手順

1 目的

本手順は、ばい煙発生施設の管理について必要な事項を定め、大気汚染の原因となるばい煙の排出を適正に管理することにより、環境への悪影響を最小限に抑えるとともに、関連法令に基づく適正な管理手順を明確にすることを目的とします。

2 主な該当法令

- ・大気汚染防止法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）

3 ばい煙とは

- ・物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- ・物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生するばいじん
- ・物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、窒素酸化物、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質

4 対象施設（一部抜粋）

施設の種類	大気汚染防止法	東京都環境確保条例
ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	伝熱面積 5 m ² 以上 伝熱面積 10 m ² 以上 (SOx)
廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m ² 以上 又は焼却能力 200kg/時以上	火床面積 0.5 m ² 以上 又は焼却能力 50kg/時以上
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 (常用)
ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	燃焼能力が重油換算 50L/時以上 (常用)
ガス機関・ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35L/時以上	燃焼能力が重油換算 5L/時以上 (常用)

5 遵守内容

(1) 大気汚染防止法に基づく事前届出〔法第6条・8条〕

大気汚染防止法の対象施設を設置（変更）する場合は、工事着手の60日前までに「ばい煙発生施設設置（変更）届出書」を都道府県知事に提出します。

(2) 東京都環境確保条例に基づく事前届出

①工場に該当する場合〔条例第81条・82条〕

設置（変更）工事を着手する60日前までに、「工場設置（変更）認可申請書」を区長へ提出する必要があります。

②指定作業場に該当する場合〔条例第 89 条・90 条〕

「指定作業場設置（変更）・届出書」を区長へ提出後、30 日経過後でなければ、設置・変更工事を実施することができません。

(3)ばい煙の測定及び記録の保管〔法第 16 条、条例第 94 条〕

対象施設から排出されるばい煙を定期的に測定し、測定記録を 3 年間保管します。測定頻度は以下のとおりです。

<東京都環境局 ばい煙の測定 参照>

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/emission_control/soot_smoke_measurement

<東京都環境局 大気汚染・悪臭関係基準集 参照>

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/air/standard_collection/

6 騒音の適正管理手順

1 目的

本手順は、騒音発生施設の管理について必要な事項を定め、生活環境への悪影響を防止するとともに、関連法令に基づく適正な管理・運営手順を明確にすることを目的とします。

2 主な該当法令

- ・騒音規制法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）

3 対象施設

施設・作業の種類	騒音規制法	東京都環境確保条例
空気圧縮機・送風機	原動機出力 7.5kW 以上	法より小規模なものも対象
ガスタービン・ディーゼル機関	対象外	ガスタービン：50L/時以上 ディーゼル機関：5L/時以上（常用）
ボイラー	対象外	伝熱面積 5 m ² 以上（常用）
廃棄物焼却炉	対象外	火床面積 0.5 m ² 以上、又は焼却能力 50kg/時以上
廃棄物中間処理施設	対象外	条例により指定 （規模要件は施設種別ごとに規定）
駐車場・ターミナル	対象外	20 台以上の収容能力を有する駐車場
材料置場	対象外	面積が 100 m ² 以上のもの

4 遵守内容

（１）騒音規制法に基づく事前届出（設置届、変更届）〔法第 6 条・ 8 条〕

騒音規制法の対象設備を設置（又は変更）する場合は、工事着手の 30 日前までに「特定施設設置届出書」（又は「特定施設の種類ごとの数変更届出書」）を区長へ提出します。

（２）東京都環境確保条例に基づく事前届出

①工場に該当する場合〔条例第 81 条・ 82 条〕

設置（変更）工事を着手する 60 日前までに、「工場設置（変更）認可申請書」を区長へ提出する必要があります。

②指定作業場に該当する場合〔条例第 89 条・90 条〕

「指定作業場設置（変更）・届出書」を区長へ提出後、30 日経過後でなければ、設置・変更工事を実施することができません。

(3)規制基準の遵守〔法第 5 条、条例第 68 条〕

以下の規制基準を遵守します。

【規制基準】

区 域 の 区 分		騒音源の存する敷地と隣地との境界線における 音量(単位デシベル)					
種 別	該 当 地 域	朝6時	8時	19時	20時	23時	翌朝6時
第1種区域	▶ 第1種低層住居専用地域 ▶ 第2種低層住居専用地域	40	45		40		40
第2種区域	▶ 第1種中高層住居専用地域 ▶ 第2種中高層住居専用地域 ▶ 第1種住居地域 ▶ 第2種住居地域 ▶ 準住居地域 ▶ 第1特別地域※	45	50		45		45
第3種区域	▶ 近隣商業地域 ▶ 商業地域 ▶ 準工業地域 ▶ 第2特別地域※	55	60		55		50
第4種区域	▶ 工業地域	60	70		60		55

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。）における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。
※特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合で、基準の厳しい区域の周囲30メートル以内の範囲をいう。

(4)騒音の測定ルール

- ①測定地点：原則として、工場や事業場の敷地境界線上で測定します。
- ②測定機器：検定に合格した騒音計を使用し、「A 特性」「FAST（速い動特性）」を設定します。
- ③測定方法：原則として JIS Z8731 に従い、指示値の変動に合わせて平均値や 90 パーセントレンジ（L5）を算出します。

(5)記録の作成

「環境法令等登録票」の記載内容等に基づき、法規制監視・測定を行い、その記録を「騒音規制監視・測定結果報告書（様式 11）」を作成し、環境管理事務局の定める方法により決裁し、各課・施設にて保管します。

<東京都環境局 騒音の規制 参照>

工場・事業場等に対する騒音・振動の規制

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise_vibration/rules/workplace_factory

<板橋区 騒音・振動規制法特定工場届出様式>

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005931.html>

<板橋区 都条例工場届出様式>

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005933.html>

7 環境法令等登録票

施設名		法律・条例等の名称	対象施設・特定施設等の項目		基準値	監視・測定等の頻度	管理者等の届出状況
政策経営部	情報処理センター (IT推進課)	○大気汚染防止法	ガスタービン	119 ㍑/h	—	設置(変更)時	特定施設の届出
	板橋2-65-6	(電気事業法)	(重油使用) ※非常用発電機	200 kw			設置届:H4.1.28
総務部	板橋区役所庁舎 (契約管財課)	○東京都環境確保条例	ボイラー	21 ㎡ 48.7 ㍑/h	Nox＝45ppm	ばい煙測定(都条例) (Nox) 2回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出(都条例:ボイラー)
			ボイラー	21 ㎡ 48.7 ㍑/h			変更届:R3.7.5
			(ガス使用) ※空調用(冷温水発生器)				
	板橋2-66-1	○大気汚染防止法	ガスタービン(重油使用)北館	418 ㍑/h	—	設置(変更)時	特定施設の届出
			※非常用発電機	883 kw			設置届:北館R4.2.25
			ガスタービン(重油使用)南館	284 ㍑/h			南館H26.8.7
	板橋2-66-1	○騒音規制法	送風機(5台)	37 kw	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出
送風機(2台)			30 kw	変更届:H29.3.29			
送風機(2台)			18.5 kw				
板橋2-66-1	○東京都環境確保条例	送風機(4台)	15 kw	—	作成・見直し時	指定作業場の届出	
		送風機(5台)	11 kw			変更届:R3.7.5	
		送風機(7台)	7.5 kw			緊急事態対応計画書	
旧中央図書館 (契約管財課)	○騒音規制法	送風機	7.5 kw	法令に定める基準 (第1種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時 ※閉鎖	特定施設の届出	
常盤台1-13-1			22 kw			設置届:H17.10.28	
危機管理部	防災危機管理課	○板橋区地下水・湧水条例	非常災害用井戸(別記のとおり)		—	地下水揚水量報告	井戸利用届
	板橋2-66-1 他	○東京都環境確保条例				1回/年	地下水揚水量報告書
区民文化部	高島平地域センター (地域振興課)	○東京都環境確保条例	指定作業場(駐車場)	28 台	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出
	高島平3-12-28						設置届:H13.6.29
	文化会館 (文化・国際交流課)	○大気汚染防止法	ディーゼル機関	126 ㍑/h	—	設置(変更)時	特定施設の届出
	大山東町51-1	(電気事業法)	(重油使用) ※非常用発電機	300 kw		設置届:	
	文化会館 (文化・国際交流課)	○東京都環境確保条例	ボイラー(2台)	16 ㎡ 39.2 ㍑/h	Nox＝85ppm	ばい煙測定(都条例) (Nox) 2回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出(都条例:ボイラー)
			(ガス使用) ※空調用(冷温水発生器)				設置届:S57.3.3
			○騒音規制法	送風機(2台)		18.5 kw	法令に定める基準 (第3種区域)
文化会館 (文化・国際交流課)	○東京都環境確保条例	送風機(2台)	15 kw	—	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	設置届:S57.1.26	
		送風機(4台)	11 kw				
		送風機(2台)	7.5 kw				
グリーンホール (文化・国際交流課)	○騒音規制法	送風機(空調用)	11.0 kw	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出	
柴町36-1		送風機(排風用)	7.5 kw			設置届:H17.6.9	
美術館 (文化・国際交流課)	○騒音規制法	送風機	15.0 kw	法令に定める基準 (第2種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出	
赤塚5-34-24		送風機	7.5 kw			設置届:H31.1.31	

施設名		法律・条例等の名称	対象施設・特定施設等の項目	基準値	監視・測定等の頻度	管理者等の届出状況
区民文化 部	小豆沢体育館 (スポーツ振興課) 小豆沢3-3-1	○大気汚染防止法	ガスタービン 105 ℓ/h (重油使用)	—	設置(変更)時	特定施設の届出 設置届:H2.3.1
		(電気事業法)	※非常用発電機 150 kw		騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出 設置届:H21.5.20
		○騒音規制法	送風機(2台) 15 kw			指定作業場の届出 設置届:H21.5.20
		○東京都環境確保 条例	指定作業場(駐車場) 31 台			指定作業場の届出 設置届:H21.5.20
	赤塚体育館 (スポーツ振興課) 赤塚5-6-1	○大気汚染防止法	ボイラー 16 m ² 68.1 ℓ/h (ガス使用)	Nox=45ppm ばいじん=0.05g/m ³ N	ばい煙測定(大防法) (Nox) 2回/年以上(法定)	特定施設の届出(大防法) 設置届:H5.2.25
		○東京都環境確保 条例	※空調用(冷温水発生器)		(ばいじん)1回/5年以上(法定) 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出(都条 例:ボイラー) 設置届:H4.12.11
		○騒音規制法	送風機(1台) 18.5 kw 送風機(1台) 15 kw 送風機(1台) 7.5 kw		騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出 設置届:H4.12.28
		○東京都環境確保 条例	指定作業場(駐車場) 49 台		指定作業場の届出 設置届:H4.12.11	指定作業場の届出 設置届:H4.12.11
		○東京都環境確保 条例	指定作業場(駐車場) 40 台		騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 設置届:S60.5.1
	上板橋体育館 (スポーツ振興課) 桜川1-3-1	○東京都環境確保 条例	ボイラー 14 m ² 49.1 ℓ/h (ガス使用) ※給湯用	Nox=45ppm	ばい煙測定(都条例) (Nox) 2回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出(都条 例:ボイラー) 既設届:H13.5.30
		○大気汚染防止法	ガスタービン 114 ℓ/h (重油使用)		設置(変更)時	特定施設の届出 設置届:H4.12.1
		(電気事業法)	※非常用発電機 180 kw		騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出 設置届:H7.6.29
	高島平温水プール (スポーツ振興課) 高島平8-28-1	○騒音規制法	送風機 15 kw			特定施設の届出 設置届:H22.10.19
		○東京都環境確保 条例	ボイラー(2台) 14 m ² 44.6 ℓ/h (ガス使用) ※空調用(冷温 水発生器)	Nox=45ppm	ばい煙測定(都条例) (Nox) 2回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出(都条 例:ボイラー) 設置届:H22.10.19
		○騒音規制法	送風機(1台) 22 kw		騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出 設置届:H22.8.27
産業経 済部	ものづくり研究開発連携 センター第一ビル	○東京都環境確保 条例	指定作業場(駐車場) 80 台	法令に定める 基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 既設届:H17.12.15
	(産業振興課) 舟渡3-5-8	○東京都環境確保 条例	指定作業場(駐車場) 23 台	法令に定める 基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 既設届:H17.12.15
	ものづくり研究開発連携 センター第二ビル	○東京都環境確保 条例	指定作業場(駐車場) 23 台	法令に定める 基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 既設届:H17.12.15
	(産業振興課) 舟渡3-22-4	○東京都環境確保 条例	指定作業場(駐車場) 23 台	法令に定める 基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 既設届:H17.12.15
	赤塚支所	○大気汚染防止法	ガスタービン 66 ℓ/h (重油使用)	—	設置(変更)時	特定施設の届出 設置届:H22.6.10
	赤塚6-38-1	(電気事業法)	※非常用発電機 300 kw		設置(変更)時	特定施設の届出 設置届:H22.6.10

施設名		法律・条例等の名称	対象施設・特定施設等の項目	基準値	監視・測定等の頻度	管理者等の届出状況
健康 生 き が い 部	板橋区保健所 (環境政策課) (生活衛生課) 大山東町32-15	○消防法 ○毒物及び劇物取締法	毒物、劇物、危険物 (毒物及び劇物、危険物の管理徹底と削減)	—	作成・見直し時 化学物質等管理報告書:1回/年(年度末) 各施設の管理手順書により点検し、自主管理する。	化学物質等管理手順書 化学物質等在庫確認 化学物質等使用管理簿 化学物質等点検票
		○廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物 (特定有害廃棄物) 「生活衛生課」「環境政策課」 「予防対策課」	— —	設置(変更)時 常時	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 特別管理産業廃棄物の保管実績(マニフェスト等)
		○下水道法 ○東京都下水道条例	施設排水 (検査洗浄施設から汚水の排出防止)	法令に定める基準 —	汚水測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時 設置(変更)時	特定施設の届出(下水道法) 設置届:H20.4.21 水質管理責任者の設置届(都条例) 設置届:H20.5.26
		○騒音規制法	送風機(2台) 11 kw	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出 設置届:H20.2.26
	旧おとしより保健福祉センター 前野町4-16-1	○大気汚染防止法 (電気事業法)	ディーゼル機関 57 ㍓/h (重油使用) ※非常用発電機 200 kw	—	設置(変更)時	特定施設の届出 設置届:H29.10.25
	健康福祉センター (板橋健康福祉センター・予防対策課) (上板橋健康福祉センター) (赤塚健康福祉センター) (志村健康福祉センター) (高島平健康福祉センター)	○廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物 (感染性医療廃棄物)	— —	設置(変更)時 常時	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 特別管理産業廃棄物の保管実績(マニフェスト等)
	リサイクルプラザ (資源循環推進課) 舟渡4-16	○東京都環境確保条例	工場(廃棄物中間処理施設)	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	工場の届出 設置届:
	板橋東清掃事務所 東坂下2-20-9	○東京都環境確保条例	指定作業場(廃棄物の積み替え施設) 指定作業場(駐車場) 32 台	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 既設届:H13.5.30 指定作業場の届出 既設届:H13.5.30
	志村清掃事業所 (板橋東清掃事務所) 東坂下2-7-16	○東京都環境確保条例 ○消防法	工場(自動車整備工場) 貯油施設(軽油・作動油・灯油) 地下タンク 横置円筒型 容量9,500ℓ 材質SS400 板厚6mm	法令に定める基準 (第3種区域) — —	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時 設置(変更)時 作成・見直し時	工場の届出 設置届:H13.8.24 貯油施設の届出 タンク検査済証:H4.1.24 緊急事態対応計画書
	板橋西清掃事務所 徳丸1-16-1	○東京都環境確保条例	指定作業場(廃棄物積み替え施設)	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 変更届:H15.8.19
資 源 環 境 部	西台中継所 (板橋西清掃事務所) 西台2-39-11	○東京都環境確保条例	指定作業場(廃棄物積み替え施設)	法令に定める基準 (第3種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出 既設届:H13.5.31
	南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター 前野町4-59-1 他	○板橋区地下水・湧水条例 ○東京都環境確保条例	公園維持用水井戸(別記のとおり)	—	地下水揚水量報告 1回/年	井戸利用届 地下水揚水量報告書

施設名		法律・条例等の名称	対象施設・特定施設等の項目	基準値	監視・測定等の頻度	管理者等の届出状況
教育委員会事務局	教育科学館 (生涯学習課)	○東京都環境確保条例	ボイラー 11 m ² 25.3 ℓ/h (ガス使用) ※空調用(冷温水発生器)	Nox=45ppm	ばい煙測定(都条例) (Nox) 2回/年以上 測定結果報告書:随時	指定作業場の届出(都条例:ボイラー) 既設届:H13.5.30
		○大気汚染防止法 (電気事業法)	ガスタービン 101 ℓ/h (重油使用) ※非常用発電機 150 kw	—	設置(変更)時	特定施設の届出 設置届:S63.6.1
		○騒音規制法	送風機(1台) 18.5 kw	法令に定める基準 (第2種区域)	騒音測定(自主) 1回/年以上 測定結果報告書:随時	特定施設の届出 設置届:S62.7.23
		○消防法 ○毒物及び劇物取締法	毒物、劇物、危険物 (毒物及び劇物、危険物の管理徹底と削減)	—	作成・見直し時 化学物質等管理報告書:1回/年(年度末) 各施設の管理手順書により点検し、自主管理する。	化学物質管理手順書 化学物質等在庫確認 化学物質等使用管理簿 化学物質等点検票
	中央図書館 常盤台4-3-1	○騒音規制法	排煙機(3台) 22kw (非常用) 22kw 11kw	法令に定める基準 (第2種区域)	非常用	特定施設の届出 設置届:R2.8.26
	区内区立小学校 (51校) 区内区立中学校 (22校)	○消防法 ○東京都火災予防条例 ○毒物及び劇物取締法	毒物、劇物、危険物 (毒物及び劇物、危険物の管理徹底と削減)	—	作成・見直し時 化学物質等管理報告書:1回/年(年度末) 各施設の管理手順書により点検し、自主管理する。	化学物質管理手順書 化学物質等在庫確認 化学物質等使用管理簿 化学物質等点検票
		○悪臭防止法 ○東京都環境確保条例	特定施設の届出等不要	住居系地域(敷地境) 臭気指数(10) 商業・工業系地域 臭気指数(12)	臭気苦情発生時	(臭気の発生の恐れの対象となる施設)
		○廃棄物処理法	産業廃棄物 (産業廃棄物を排出し報告対象の施設のみ)	—	1回/年(6月末)	交付状況報告
	全施設		一般廃棄物 (一般廃棄物を排出し報告対象の施設のみ)	—	設置(変更)時 1回/年(5月末)	一般廃棄物管理責任者の設置 (事業用床面積1000㎡以上の施設のみ) 再利用計画書の提出 (事業用床面積1000㎡以上の施設のみ)
		○フロン排出抑制法	第一種特定製品 (業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵冷凍機器、業務用冷水器等を管理している施設のみ)	—	業務用エアコンディショナー 50kW以上の機器 1回/年 7.5kW以上50kW未満の機器 1回/3年 業務用冷蔵冷凍機器 7.5kW以上の機器 1回/年	有資格者の定期点検
				—	四半期ごと	簡易点検
				—	1回/年(1事業者1,000t-CO2以上漏えいの場合)	算定漏えい量の報告
		○廃棄物処理法 (東京都PCB適正管理指導要綱)	特別管理産業廃棄物 (PCB廃棄物を保管している施設)	—	設置(変更)時	特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置
		○PCB特別措置法	PCB廃棄物を保管している施設	—	1回/年(6月末)	特別管理産業廃棄物の 保管状況

非常災害用井戸(防災危機管理課)

事業所名称	所在地	報告 CD	井戸 本数	法令 CD	設置・変更 年月	既設届 年月日	井戸深度又はス レイターの位置	揚水機の形式
板橋区役所防災井戸	板橋2-66-1		1		S36.10	H15.02.12	120~132	水中モーターポンプ
赤塚新町小学校防災井戸	赤塚新町3-31		1		H09.11	H15.02.12	150~200	水中モーターポンプ
赤塚第一中学校防災井戸	徳丸4-13		1		H08.03	H15.02.12	197~221	水中モーターポンプ
新河岸小学校内防災井戸	新河岸1-3		1		H08.11	H15.02.12	156~222	水中モーターポンプ
舟渡斎場防災井戸	舟渡4-14		1		S53.03	H15.02.12	89.5~122.5	水中モーターポンプ
小豆沢公園防災井戸	小豆沢3-8		1		H07.11	H15.02.12	200.5~216.5	水中モーターポンプ
志村第二中学校防災井戸	小豆沢1-21		1		H03.12	H15.02.12	165~211	水中モーターポンプ
高島第三中学校防災井戸	高島平4-22		1		H05.10	H15.02.12	158~218	水中モーターポンプ
緑小学校内防災井戸	中台3-27		1		H01.10	H15.02.12	145.5~184	水中モーターポンプ
平和公園内防災井戸	常盤台4-3		1		S61.11	H15.02.12	156~200	水中モーターポンプ
上板橋第一中学校(小茂根校舎) 防災井戸(旧上板橋第二中学校)	小茂根1-2		1		H05.03	H15.02.12	176~216.5	水中モーターポンプ
加賀中学校内防災井戸	加賀2-19		1		H02.10	H15.02.12	156~208	水中モーターポンプ
板橋第二中学校防災井戸	幸町26-1		1		H24.12		161.5~189	水中モーターポンプ

防災用井戸(南部土木サービスセンター)

事業所名称	所在地	報告 CD	井戸 本数	法令 CD	設置・変更 年月	既設届 年月日	井戸深度又はス レイターの位置	揚水機の形式
仲宿ふれあい広場	仲宿44		1		H15.02.04	H15.02.04	15~34	水中モーターポンプ

公園維持用水井戸(南部土木サービスセンター)

事業所名称	所在地	報告 CD	井戸 本数	法令 CD	設置・変更 年月	既設届 年月日	井戸深度又はス レイターの位置	揚水機の形式
見次公園	前野町4-59-1	3	1	3	H13.03	H16.01.29	70~80	深井戸用水中モーターポンプ DSM6E25A
出井の泉公園(清水児童遊園)	泉町24-6	3	1	3	H13.03	H16.01.29	32	深井戸用水中モーターポンプ 25BHS4B

公園維持用水井戸(北部土木サービスセンター)

事業所名称	所在地	報告 CD	井戸 本数	法令 CD	設置・変更 年月	既設届 年月日	井戸深度又はス レイターの位置	揚水機の形式
赤塚溜池公園	赤塚5-35-27	3	1	3	S45.09	H13.05.30	150	深井戸用水中モーターポンプ25BHS10-51.5AB
水車公園	四葉1-17-12	3	1	3		H21.11.14	82~87.5	深井戸用水中モーターポンプ25BHS1551.1BB

様式集

- 様式1 フロン類使用機器修理・充填記録票
- 様式2 フロン類使用機器廃棄確認票
- 様式3 P C B 廃棄物保管表示票
- 様式4 P C B 廃棄物管理台帳
- 様式5 緊急事態対応計画書（P C B 廃棄物）
- 様式6 化学物質等在庫確認簿
- 様式7 化学物質等使用管理簿
- 様式8 化学物質等点検票
- 様式9 緊急事態対応計画書（化学物質）
- 様式10 連絡体制・緊急時連絡網
- 様式11 騒音規制監視・測定結果報告書

改訂履歴

版数	制定日・改訂日	内容	備考
初版	令和8年3月31日		